

債権差押え

預貯金、給料など対象

債権者が債務者に対し金銭支払いを求める訴訟を提起し、債務者に支払を命ずる勝訴判決が確定しても、債務者がその支払を任意に履行してくれるとは限りません。そのような場合、裁判所に申し立て、債務者が有する預貯金、給料、賞与、退職金、貸金、売掛金、賃料などの債権を差押え、判決で認められた請求債権の回収をはかることができます。



差押えの前提となる、債権者が支払を求める債権の存在および範囲を公的に証明する文書を債務名義と呼び、確定判決のほか確定判決と同一の効力を有する調停調書、和解調書などが債務名義になります（民事執行法 22 条）。

債権差押命令の申立先は原則として債務者の住所地を管轄する地方裁判所です（同 144 条）。

債権差押命令申立事件においては、申立人を債権者、申し立てられた人を債務者、差押債権の債務者たとえば預貯金の場合は預け先金融機関、給料・賞与・退職金の場合は勤務先、貸金の場合は貸付先など債務者の債務者に当たる人を第三債務者と呼びます。

債権差押命令はまず第三債務者に送達され、その後債務者に送達されます。債権者の申立てがあるときは裁判所書記官は第三債務者に対し差押にかかる債権の存否、額、弁済の意思の陳述を催告し（同 147 条）、第三債務者からの回答により債権の存否、額、弁済の意思などが明らかになります。債権差押命令が債務者に送達された日から 1 週間を経過すると債権者はこの命令に基づいて差押債権を取り立てることができるようになります。

債権差押命令を得ても、命令が第三債務者に送達された時点で差押債権が存在しないときは差押えの実効はありません。

毎月の給料や賃料を差し押さえた場合は継続的な差押えとなり、差し押さえた額の合計が請求債権額に満つるまで毎月取り立てることができます。給料、賞与、退職金などを差し押さえる場合には差押えの範囲に制限があり、原則として第三債務者が債務者に一度に支給する額の 4 分の 1（毎月支給するもので支給額が 44 万円を超える場合には 33 万円を超える部分）まで差押えが許されます。ただし扶養義務などを根拠として定期的に支払を受けることができる債権（養育費等）を請求債権とする場合は、差押可能な範囲が支給額の 2 分の 1（毎月支給するもので支給額が 66 万円を超える場合には 33 万円を超える部分）まで拡張されます（同 152 条、151 条の 2）。